

令和二年五月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第十五回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第15回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第15回総会は、令和2年5月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 番 駒澤 一男 (会長)   | 2 番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3 番 曾根 善治 (農地部長) | 4 番 宮下 吉勝 (農政部長)   |
| 5 番 新保 要一        | 6 番 栗原 一成          |
| 7 番 新保 勇         | 8 番 八幡 裕           |
| 9 番 神田 勝         | 10 番 加藤 百合子        |

2 欠席委員 なし

出席した職員は、次のとおりである。

局長 田村 治      次長 長谷川 一也      主任 二宮 広輝

3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第15回総会を開会いたします。 (開会 午後2時00分)

みなさん、お忙しいところ、大変ご苦労様です。一部終わっていない人もおりますが、ほぼ田植えが終了したということで、今後大きな災害もなく、収穫期が向かえればいいなと感じております。それと新型コロナの関係で聖籠町も飲食店とか旅館関係でかなり大きな打撃を受けていると思いますが、今のところ農業に関しては、そ

う大きな打撃がないというところですが、この後サクランボということで、同じ高級品であるメロンや牛肉が苦戦しているということで、サクランボもそうならなければと感じていますし、万が一そうなった場合、国、県のほうで支援を考えているようですし、町のほうでも販売促進ということで、支援すると考えているようです。できるだけダメージの少ない方向でいければいいかなと感じております。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、10番委員、2番会長職務代理を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年5月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。「議案朗読」  
いずれの農地も、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、番号22について、地籍図と計画図が違うのはどうなのかと質問がありました。事務局より現在畑にある道路も一緒に転用するとの説明でした。他は、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは2ページをご覧ください。「議案朗読」  
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、承認となれば町長部局の産業観光課に送付し、その後、来月10日に公告され、同日付けで許可となります。以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第2号につきましては、事前審査において、新規、再設定ともに異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時6分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会

議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会

署名委員

新保身英



署名委員

加藤百合子

